

公告

米原市本庁舎立体駐車場等管理運営業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和5年11月27日

米原市長 平尾 道雄

1 委託業務の内容

- (1) 業務名 米原市本庁舎立体駐車場等管理運営業務
- (2) 業務内容 米原市本庁舎立体駐車場等管理運営業務仕様書のとおり
- (3) 業務場所 滋賀県米原市米原地先
「米原市本庁舎地上駐車場および立体駐車場」
- (4) 使用形態 米原市本庁舎立体駐車場等管理運営事業者（以下「事業者」という。）は、立体駐車場等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。
- (5) 使用期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- (6) 最低使用料 月額 416,000 円(消費税および地方消費税を含む。)以上+売上月額の5%以上とします。

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとするもの）は、次に掲げる事項を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の要件に該当する者でないこと。
 - ①会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - ②民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ③破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - ④会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - ⑤銀行取引停止処分がなされている者
- (3) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の要件のいずれにも該当する者でないこと。
 - ①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ②暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - ④暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的あ

るいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者

⑤暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑥前記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(4) 国税・県税・市税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

(5) 米原市建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止措置に該当しないこと。

(6) 過去3年以内の事業について、100台以上の時間貸し駐車場管理運営業務の実績があること。また、国または地方公共団体の来庁者駐車場管理運営業務の実績があること。

3 実施要項の交付

本件公募型プロポーザルの実施要項は、米原市公式ウェブサイトに掲載するとともに、希望者には次により直接交付する。

(1) 交付期間および時間

令和5年11月27日(月)から令和6年1月11日(木)までの日(米原市の休日を定める条例(平成17年米原市条例第2号)に規定する休日を除く。)の執務時間内とする。

(2) 交付場所 7の担当部局とする。

4 参加申込書および企画提案書等の提出方法

(1) 応募提案書等の提出

ア 提出期間 令和5年11月27日(月)から令和6年1月11日(木)まで

イ 提出場所 米原市役所 総務部財政契約課

ウ 受付時間 土、日曜日および休日を除く執務時間内

エ 提出方法 窓口持参または郵送(必着)

なお、郵送で提出する場合は、受取日時および配達されたことが証明できる方法としてください。

5 参加申込書および企画提案書の審査等

(1) 参加申込書を提出した者のうちから米原市本庁舎立体駐車場等管理運営業務プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)において書類審査を行い、企画提案書の提出を要請する者の選定を行う。

(2) 企画提案は、企画提案書を提出した者のうちから委員会において書類およびヒアリングにより審査を行い、その結果に基づいて市長が本件業務における最優秀提案者を選定するものとする。

6 その他

(1) 提出期限以降における書類の差替えおよび再提出は認めません。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。

- (3) 提出書類は返却しません。
- (4) 本プロポーザル実施に当たり、知り得た情報を本業務の目的以外に使用し、また第三者に提供しません。
- (5) 書類の作成、提出およびその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (6) 米原市情報公開条例（平成 17 年米原市条例第 4 号）の規定に基づく情報公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となります。ただし、事業を営む上で、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。
なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。
- (7) 提案後に仕様書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (8) 契約締結後において、虚偽の記載等の不正と認められる行為があった場合は、契約の解除ができるものとする。

7 担当部局

〒 5 2 1 - 8 5 0 1 滋賀県米原市米原 1016 番地

米原市役所（本庁舎） 総務部財政契約課

T E L 0749-53-5166

F A X 0749-53-5148

メールアドレス kanzai@city.maibara.lg.jp